

2026年度（令和8年度）

事業計画書

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会

【法人理念】

すべての人が安心できる居場所を。

一人ひとりの個性が輝き、自立できる場所をつくる。

I. 基本方針

■ 時代認識と経営環境

2026 年の日本経済は、社会全体で賃上げと価格転嫁が進む一方、柔軟な価格設定が困難な福祉現場では、収益が費用を下回る「逆ざや現象」が顕著となっています。人件費の高騰と物価上昇という二重苦により、経営のあり方が根本から問われる大きな転換期を迎えています。

地域社会においては、単独世帯の増加、近隣住民との関係性の希薄化等を背景に頼れる親族がいない高齢者等の「入院・入所時の身元保証」「意思決定支援」「死後の葬儀・残置物処理」といった課題が噴出しています。国政においても「身寄りのない高齢者等に対するサポート」の強化が急務とされており、成年後見事業の活用や、行政・民間団体との密接な連携による権利擁護体制の構築が強く求められています。

■ 報酬改定と生産性の向上

2026 年 6 月には、処遇・職場環境改善を主眼とした「介護・障害福祉サービス等報酬の臨時改定」が実施されます。今回の改定では、職員の処遇改善がさらに強化される一方で、ICT 等の活用による「生産性向上」が加算算定の重要な要件となります。また、同年 4 月より「介護情報基盤」が順次開始され、医療・介護間のデータ連携が加速することが予測されます。本会としても、これらデジタル基盤を最大限に活用し、業務効率化とケアの質の向上を同時に実現する「選ばれる事業所づくり」を推進します。

■ 事業構造の抜本的改革

町内の人口減少に伴い、介護保険利用者の減少が顕著となっています。特に居宅介護支援事業の利用件数は、2025 年度に月平均 140 件台を記録するなど厳しい状況にあり、在宅サービス全体への影響が危惧されます。加えて、長年の課題である障がい福祉サービス事業の継続的な赤字、および収支改善が急務となっている事業については、もはや猶予のない状況にあります。本年度は、通所介護の「共生型」運営の拡充を図り、地域ニーズへの適合と経営の健全性を両立させる体制を再構築します。

■ 地域福祉活動の深化とセーフティネットの構築

「身寄りのない高齢者」への支援として、成年後見制度の利用促進や死後事務対応を含めた地域独自のサポート体制の検討に着手します。また、多様化する生活困窮や育児不安に対応するため、本年より「子育て世帯訪問支援事業」を新たに開始します。アウトリーチによる早期の課題発見と孤立防止を図り、全世代を網羅するセーフティネットを強化します。

2025 年度に策定した中期経営計画と理念「すべての人が安心できる居場所を。一人ひとりの個性が輝き、自立できる場所をつくる。」に基づき、住民に寄り添った伴走型支援を徹底します。

2. 重点目標

(1) 事業構造の抜本的改革と経営健全化

- ・事業の整理・統合

経営課題を有する事業（就労継続支援 B 型事業等）のニーズの見直しと役割を再確認し、事業再編に向けたロードマップを策定する。

- ・「共生型サービス」の基盤構築

通所介護と生活介護の共生型運営を推進し、人員配置の最適化と稼働率向上を図ることで、人口減少下でも維持可能な「地域共生型モデル」を構築する。

(2) 家族等による支援が困難な方への包括的サポート体制の構築

- ・多機関連携による支援スキームの検討

頼れる親族がいない高齢者等が抱える「身元保証」「意思決定支援」「死後事務」等の課題に対し、行政・専門職団体と連携した具体的な支援体制の構築を検討する。

- ・成年後見事業の利用促進

判断能力が不十分な住民の権利を守るため、法人後見を含めた制度の普及啓発を強化し、受任体制の充実を図る。

(3) 地域生活基盤（セーフティネット）の再構築

- ・多部門連携による「顔の見える」情報共有

介護・障がい・地域福祉の各部門が横断的に連携し、複雑化した生活課題や孤立リスクを早期に発見・対応する仕組みを定着させる。

- ・「子育て世帯訪問支援事業」の新規展開と孤立防止

家事・育児に困難を抱える世帯を対象とした訪問支援を新たに開始し、アウトリーチによる早期の課題把握と適切な支援への接続を行う。既存の福祉ネットワークを活用し、地域全体で子育てを支える環境を整備する。

- ・住民主体活動の伴走支援

地区社協や福祉委員と共に地域課題を共有し、防災福祉マップの活用等を通じた「共助」の体制を深化させる。

(4) 2026 年報酬改定への適応と生産性向上

- ・新加算の確実な取得と処遇改善

6 月の臨時改定における処遇改善加算等の要件を迅速に満たし、賃金水準の向上と職場環境の改善を確実に行う。

- ・業務の細分化・可視化による「役割の最適化」

業務を細分化し、付随業務を削減する。数値分析に基づき、経験や勘に頼らず誰もが効率的に動ける体制を再構築する。

- ・ICT・ロボット活用の標準化

介護ソフト、見守りセンサー、インカム等の活用と導入検討を実施し、間接業務の圧縮と直接ケアの質の向上を同時に達成する。

(5) 人材育成と理念の浸透

- ・理念に基づく行動指針の定着

「一人ひとりの個性が輝く」支援の在り方を全職員で共有し、専門性の向上と利用者本位のホスピタリティを醸成する。

- ・多職種協働スキルの向上

事業転換を見据え、高齢者・障がい者双方の特性を理解し、柔軟に対応できる「ハイブリッド型人材」を育成する。

- ・キャリアパスと連動した人事考課制度の構築

キャリアパスに基づき、職能や役割に応じた具体的な評価基準（人事考課制度）を策定する。客観的な評価と定期的なフィードバック面談を通じて、職員の自律的な成長を促し、理念の具現化に向けた組織力を強化する。

3. 各部門の主な取り組み

(1) 法人経営部門

- ・中期経営計画の執行管理
- ・理念の浸透と組織文化の醸成
- ・人事考課制度の策定と試行運用の開始
- ・財務体質の強化
- ・事業継続計画（BCP）の運用

(2) 地域福祉活動推進部門

- ・多部門連携による地域生活課題の網羅的把握
- ・「子育て世帯訪問支援事業」の運営管理と地域連携
- ・住民活動への伴走支援
- ・福祉の担い手の育成

(3) 相談支援・権利擁護部門

- ・身寄りのない高齢者等への支援の調査・研究
- ・法人後見等の普及啓発

(4) 介護・障がい福祉サービス部門

- ・満足度調査に基づくサービスの質と稼働率の向上
- ・「共生型」の支援拡充
- ・ホームヘルパーの専門性拡張と多職種協働の推進
- ・生産性向上の推進（DX）
- ・安全・安心の追求

4. 各部門の主な事業

(地域福祉活動)

- ・ふれあいサロン
- ・福祉教育、ボランティア学習の推進(児童福祉体験学習・福祉教育協力校補助等)
- ・新ひまわりシステムの推進
- ・各地区社協活動の推進・支援
- ・福祉委員の設置
- ・愛の輪運動の推進
- ・緊急医療情報キット配布事業(安心キット)
- ・町民福祉大会の開催
- ・地区福祉懇談会・座談会等の開催
- ・出前心配事相談の実施
- ・広報誌の発行
- ・福祉用具貸出
- ・レクリエーショングッズ貸出
- ・ごみ箱設置助成
- ・各種募金運動の実施
- ・生活保護世帯年越し義援金 共募
- ・敬老長寿御祝品配布 共募
- ・年末お見舞い品配布(独居) 共募
- ・災害見舞金援助 共募

<行政受託事業関連>

- ・災害救護ボランティア事業（災害ボランティアセンター等）
 - ・ミニデイサービス事業
 - ・地域自立生活支援事業（配食サービス事業）
 - ・地域介護予防活動支援事業（ひとり暮らし高齢者の集い・ひまわり会）
 - ・家族介護継続支援事業（家族介護者交流事業）
 - ・生活支援コーディネーター業務
 - ・わが町支え愛活動支援事業（防災福祉マップ支援）
 - ・団体事務局の運営
- （智頭町身体障害者福祉協会・智頭町遺族連合会・智頭町老人クラブ連合会）

新規・子育て世帯訪問支援事業

（介護保険サービス事業）

- ・訪問介護
- ・居宅介護支援
- ・要介護認定調査

<指定管理事業>

- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・介護老人福祉施設

（障がい福祉サービス事業）

- ・共同生活援助

- ・短期入所
- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・就労継続支援（B 型）
- ・相談支援
- ・移動支援

（相談支援・権利擁護事業）

- ・社会福祉金庫貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・コロナ特例貸付フォローアップ支援
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業
- ・生活困窮者自立支援事業（家計改善）
- ・食のささえあい事業
- ・えんくり事業
- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業